

土居昌弘の大分県議会議員活動報告

羽ばたき

平成27年度上半期
第14号

民主主義の挑戦!! 輝き合う社会を求めて

土居昌弘公式ホームページ
<http://doi-masahiro.net/>編集：暮らし考房「もやい」 発行：土居昌弘
土居昌弘連絡事務所 〒878-0005 竹田市挾田670番地
TEL 0974-62-4848 FAX 0974-63-0124

平成27年度竹田土木事務所の肉付後予算〈一部紹介〉(単位:万円)

● 県道竹田直入線(鏡工区)改良事業	8,500
(植木工区)改良事業	7,700
● 県道白丹竹田線(下志土知工区)改良事業	2,000
(飛田川工区)改良事業	2,500
● 県道竹田五ヶ瀬線(門田工区)改良事業	1,400
● 県道神原玉来線(中尾工区)改良事業	500
● 国道442号(久住拡幅Ⅱ(県境))改良事業	3,300
● 県道庄内久住線(塩手工区)改良事業	6,000
(久住工区)改良事業	12,700
(新田工区)交通安全事業	13,000
(仏原工区)交通安全事業	5,000
● 矢倉川(君ヶ園)広域河川事業 注1	10,000
● 大野川(岩本)総合流域防災事業	2,000
★ 地すべり(瀬の口)対策事業	4,800
★ 砂防ダム(家古屋川)緊急改築事業	1,300
★ 急傾斜(上角西)対策事業	2,100
★ 急傾斜(河宇田)対策事業	3,500
★ 急傾斜(岩木第2)対策事業	3,900
★ 急傾斜(上下木)対策事業	2,500
★ 急傾斜(次倉中央)対策事業(新規)	1,600

※その他の事業進捗状況や新規事業などにつきましては、
土居昌弘までお問い合わせください

3月17日に閉会した大分県議会平成27年第1回定例会。今年の春は知事選と県議選があるため、この定例会では平成27年度の骨格予算を可決し、4月からの自治体運営に支障のないようにしました。

そして、肉付けの第2回定例会。選挙後の新たな議会体制で開会され、補正額400億1,200万円を可決。既決一般会計予算額は6,086億3,500万円になり、前年度当初予算と比較しますと2.8%の増で、2年連続のプラスとなる積極予算です。

さて今年度、大分県は自治体運営の背骨ともいえる最上位計画、長期総合計画を策定します。長期総合計画とは、地方自治体が地域づくりをする際に策定する、すべての計画の基本となるもの。県の行財政運営の長期的(期間10年)、総合的な指針を示し、県民と行政が目指すべき目標を共有して、その実現に向けて共に努力する内容を明らかにするものです。

これまで県では「安心・活力・発展プラン2005」の総合計画に則り、大分県づくりを進めてきました。しかし、この計画は今年度終了。そこで県ではできる限り早期に計画を策定し、今年度を新計画元年として、切れ目のない県政執行をしていこうとしています。

新たな時代の潮流を感じ取り、地方に人を育て、人を呼び、仕事をつくり、地域を活性化させる計画を待ち望む私たち。県は私たちの願いが込められた計画を策定し、その計画に腰を据え、そこから現場に焦点を当て、現場の声に耳を傾けながら県民と共に、より豊かな大分県づくりに邁進していつてもらいたいです。

最後に、この春、市民の皆様から信任をいただきました。このような県政を竹田市の現場から見つめ、政策が地域で活かされ、支援の手が市民に届いているのかを常に確認しながら、政務調査活動を続けていく所存です。重ねて何卒宜しくお願い致します。

新長期総合計画「元年」の積極予算

注1 矢倉川 広域河川改修事業



君ヶ園に源を発し、玉来川に流入する矢倉川。合流する地域では、豪雨のたびに甚大な浸水被害を受けてきました。

水害の原因の一つである、玉洗橋(市道橋)。今年度はこの橋の改築を行います。工事中はご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいませ。

大分県議会 平成27年 第2回定例会 土居昌弘一般質問(7月22日)

竹田市の 諸課題に光明

7月9日から8月6日まで開会されました第2回定例会で、今期初の一般質問を行いました。

玉来ダム完成はいつになるのか。竹田医師会病院が2次救急の看板を下ろしたままだが、救急医療体制が整うのはいつなのか。集落営農が地域に広がらない現状で、地域を守るためにどうしたらいいのか。県下一の高齢化率を示す竹田市で、老後の暮らしは大丈夫なのか。

竹田市が抱えるこれらの課題に対し、質問によって県の取り組みを明らかにし、課題解決のための助言をいたしました。詳しくは土居昌弘公式ホームページをご覧ください。

玉来ダム建設の見通しは

(土居議員質問)

夏になると、竹田市民は大水害の経験が脳裏をよぎり、不安な日々を過ごす。



転流トンネル工事も進み、玉来ダム建設工事は本体着手に近づいています。7月28日に県事業評価監視委員会で「平成34年度完成」との見通しを県は発表。本体ができた後、水をためる試験などを経て完成します。



竹田の魚住ダム下流で暮らす上角西自治会のみなさん。後藤自治会長と松井副会長とで平成24年7月の豪雨で被災した玉来川の状況を確認(7月31日)。この爪痕の深さ。対策を早急に講じます。

この対策として只今、玉来ダムを建設中だ。用地交渉も順調に進み、7月9日には大野川漁業協同組合と県との間で漁業補償契約も調印に至った。ダム本体を建設する用地は取得済と聞く。では、完成までの今後の工事の予定は。

(広瀬知事答弁)

建設予定地は阿蘇の噴火活動により、複雑

な地形・地質状況を呈していて、調査・設計に時間を要したが、目処がついた。
今年度は本体工事に必要な川の流れをせき止める工事に取り掛かり、来年度にはダム本体工事に着手したい。早期の完成を目指し工事を進め、ダム本体が立ち上がり、治水効果が発揮されるまで、概ね4年程度を見込んで

(土居議員要望)

人間はエゴの塊。「俺が俺がの我」がでるもの。しかし、地権者の方々は「先祖代々引き継いできて、自分が本来ならば子に引き渡すべき土地」を率先して提供。水害で苦しむ市民に寄り添い、市民の苦しみを我が苦しみとして感じている。わずか1年で用地取得率93%は、驚異的な早さだ。この思いに応えるためにも、一刻も早い完成を。

竹田に2次救急医療を

(土居議員質問)

平成19年6月に第二次救急医療機関の指定を返上した竹田医師会病院。現在ではドクターカーやドクターヘリを活用し、竹田市の救急医療を取り巻く環境は改善されつつあるが、二次救急がない状況は変わりない。市民は竹田市の地域医療体制に不安を感じている。

竹田市、医師会、医師会病院、消防署などは、この問題の解決に向けて協議を重ねているようだ。県は、県の医療政策の課題と捉え、竹田市の二次救急整備に積極的に取り組むべきだろうか。

(草野福祉保健部長答弁)

竹田市は、二次救急医療体制が確保できない県内唯一の地域。県の医療政策上の重要課題だ。

地元と協議を進めてきたが、現在、竹田医師会病院と大久保病院の両病院が互いに連携し補完し合いながら、二次救急医療を実施していく方向になった。来々4月からの二次救急再指定に向け、具体的連携方法等について関係機関と調整を始めている。



広瀬知事に竹田市の現状を訴え、改善策を打つことを促しました(7月22日)。



「2次救急」を返上した平成19年までは、年間延べ800台以上の救急車を受け入れていた竹田医師会病院。返上後の23年度には278台まで激減しました。2次救急医療体制は地域医療を高める重要な要因です。

連携型集落営農を

(土居議員質問)

集落営農は、地域の農業を守っていくためには重要な取り組みだ。しかし、中山間地域では、集落営農組織ができていないところや、集落営農組織にリーダーが不在で存続が厳しいところ、規模が小さいので経済的に苦しく、オペレーターも雇用できないところなど、課題も多い。



竹田の宮城地区では、「ふるその」「上畑ファミリー」「紫草の里」が集落間連携により、「夢、あふれる法人連絡協議会」を設立（3月10日）。お互い知恵を出し合い、地域を守っていくとしています。

この解決策の一つが、集落営農組織の連携ではないか。かつての村を一つの地域として捉え、その地域の農業をどうしていくのかをみんなで話し合い、実践していく。それを県と市町村が一体となって主導し、構築するのだ。

これまでの大字単位の調整ではなく、地域的な一体感のある旧村単位で行う。竹田市で



中山間地域で「農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化」を推進していくならば、集落営農組織の連携も考えなくてはなりません。

もこの動きが見られる。県の積極的な支援を。

(尾野農林水産部長答弁)

中山間農業の経営規模拡大に関しては、法人間連携により機械やオペレーターの効率的利用が図られるため、振興局も市と一体となり支援していく。また、人・農地プランの作成でも、小学校区単位などの範囲での設定を念頭に、普及指導員も参画しながら進めていく。こうした取り組みを振興局が中心となり、市町村と連携して進め、地域農業や集落営農の体質強化を図っていきたい。

地域包括ケアの推進を

(土居議員質問)

誰もができる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護サー

ビスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が急務である。その核を担うのが、地域ケア会議。福祉・医療にかかわる多職種の参加メンバーにより、高齢者が抱える個々の課題を解決していくのと同時に、その地域に共通の課題を見つけ出し、地域の福祉力で解決していくこうとするものだ。

県下それぞれの地域ケア会議を調査したが、「医療との連携」と「地域課題と地域の福祉力」という点で課題が見つかった。この改善策は。

(草野福祉保健部長答弁)

「医療との連携」では、医療・介護関係者に対する研修や、医療圏域ごとの連携会議の開催、入院時の情報共有ルールの策定などに取り組み。「地域課題と地域の福祉力」では、地域ニーズに対応するため、介護予防拠点の立ち上げ（豊後大野市）や、介護支援ボランティアの育成（別府市）など、地域住民との共同による取り組みを支援している。



県下自治体の地域ケア会議を調査して回り、そこから見えてきた課題を挙げて、その解決策について問答。県の本庁と保健所の力強いリーダーシップが求められています。

国民文化祭開催を

(土居議員質問)

先月、県内の芸術文化団体で構成する「大分県芸術文化振興会議」が、平成30年に国民文化祭を大分県で開催したいという要望書を知事に提出している。

また、ラグビー・ワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックといった国際的なスポーツ大会は、県内の芸術文化を国内外に情報発信する絶好の機会だ。知事の振興策は。

(広瀬知事答弁)

県立美術館の開館により、いいちこ総合文化センターとともに、県の芸術文化振興の拠点となる「芸術文化ゾーン」が完成。県内全体で芸術文化を彩られるように取り組む。

また、国際的なスポーツ大会で行う芸術文化イベントは貴重な経験やノウハウが得られ、若手の育成や芸術文化のレベル向上につながる。国民文化祭と障がい者芸術文化祭も視野に入れて検討していく。



7月18日に開催された「新しい地域支援のあり方を考えるフォーラム in 竹田」。地域で暮らし続けるには、どういった支援が必要なのかを、地域ごとのグループに分かれて話し合いました。

障がいのある人も、ない人も、ともに心豊かに暮らせる社会をめざして

県民が条例をつくる会をつくる会をつくる会

「だれもが安心して暮らせる大分県条例」をつくる会の取り組み

生きづらい社会

雨の中で車いすの自分を見て、タクシーの乗車拒否が相次ぎ悲しかった。先天性のため、幼いころからいじめられたり、歩き方が変だと言われたりして生きてきました。障がいがある夫婦が妊娠した時、まわりから祝福されず、自分の事も出来ないのに、自分で育てられない子を産んだらいけないと、親になることも許されません。これらは障がいがある人の暮らしの現実です。

また、障がいがある子供のいる家族へは「親の育て方が悪い」と非難が。親戚からは「うちの家系にはこんな子はいない」と言われる。子を産んだことを自分の責任であるかのように思い込み、多くの苦悩を家族だけで背負い込まされ、「この子を残して死ねない」「この子のきょうだいは結婚できるだろうか」と憂う。このように家族の煩悶や親亡き後の不安の声も聞かれます。障がいがある人を取り巻く生きづらさは深刻なのです。

つくる会発足

平成23年6月4日、県内各地から約200人が参加して、「だれもが安心して暮らせる大分県条例」をつくる会が設立されました。2006年に「障害者権利条約」が国連で採択されたのを機に「障がい」の捉え方が変わりました。会はその考えのもと「障がい」は社会の側、制度、無理解から起きる問題として捉え、安心して暮らせるために必要な配慮ができる大分県にしていこうと活動しています。

つくる会は発足後、1年をかけて県内の障がいがある人や家族、関係機関にアンケート・聴き取り調査を実施。そこで集められた声を反映させ、半年かけて条例の素案を作成。今度は、その素案を持って地域説明会をしながら県下各地に出かけ、条例制定の請願に署名をお願いして回りました。

そして、県議会平成25年第4回定例会に、2万人以上の署名をあわせ



5月17日に開催された県条例をつくる会第4回総会では、県の条例案が示されたのを受け、会の願いや思いを反映させるために修正文を検討しました。両者の考えの差を埋める作業が続きます。

て請願を提出。平成26年第1回定例会で全会一致で採択をし、県議会はつくる会の願いを県に届けました。これにより、県執行部は独自に条例案の作成に入ったのです。

県の考え方

県ではつくる会の請願を受け、障がい者団体に対する調査を行うとともに、庁内連絡会議を設置。平成26年12月には、障がい者団体、経済団体、つくる会などの代表者からなる条例



徳田靖之弁護士(つくる会共同代表)、守永信幸県議らとの打ち合わせ。つくる会と大分県、そして議会も一緒になって、条例案作成の作業を進めていく必要があります。

検討協議会を立ち上げ、条例案の作成に取りかかったのです。

しかし、県が作成する条例案と、つくる会が作成した条例素案とのかい離が多々見受けられ、現在のところ、調整が難航しています。つくる会では、県民すべての人々が自分の問題として感じられ、誰もが当てはまる「自分らしく生きる」ことを後押しする条例を制定したいのですが、県は障がい者への差別の解消を目的とした条例案を考えているようです。この状況からか、5月に開催されたつくる会

の総会では、県との「決裂も辞さない」という雰囲気も感じられました。

三位一体の力

この条例制定には、行政、議会、そしてつくる会を中心とした県民の連携が、さらに必要です。いや、連携というよりは、協議を徹底的に重ね、三者が一体となって条例案の作成をしていかなければなりません。議会も県に条例案の作成を依頼したのは事実ですが、つくる会の請願を受けてのことです。このことを改めて認識することが大事であり、議会はこの策定過程をチェックしなければなりません。今回は、通常の国の法整備を受けての自治体条例制定ではないのです。

つくる会の皆さんは今回の条例作成作業を通じて「私たちの条例」になることを切願していますし、制定された条例を活用することによって、暮らしを豊かなものにしていきたいと心底念願しています。

この願いを実現していくため、私たちは、さらに汗をかかなければなりません。条例制定に向けた行政、議会、県民の共同作業。力を合わせ、心も合わせる。ここ大分県なら必ずできるはずですよ。



つくる会の第26回世話人会(8月2日)。県は条例案を平成27年第4回定例会へ上程したいといってきました。さあ、これから最終盤での調整が始まります。